

A社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（自社HP）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 既に契約済みで取引できないにもかかわらず、少なくとも4か月間継続して広告。

B社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（いえらぶ・DOOR賃貸）

賃貸住宅4物件

■ おとり広告（架空物件）

◎ 物件資料を有していないため、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することができないこと、また、B社自身、広告表示の賃料では取引できないことを認めていることから、取引不可の物件に該当（4物件）。

■ 表示基準違反

◎ 「取引形態 専任」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不表示（3物件）。

※ B社は令和元年7月1日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

C社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（DOOR賃貸）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（架空物件）

◎ 物件資料の提出がなく、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することができないこと、また、広告掲載の賃料は記載間違いである旨の説明があったが、正しい賃料の額は不明であることから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可と認められるもの（1物件）。

◎ 自社の管理物件であるにもかかわらず、物件資料の提出がなく、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することができないこと、また、漏水のため、賃料を広告表示の額に下げ、修繕が終わった後は元の賃料の額に戻した旨の説明があったが、元の賃料の額は不明であることから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可と認められるもの（1物件）。

■ 取引内容の不当表示

◎ 国土交通大臣の免許業者である旨を表示 ⇒ 大阪府知事の免許業者（2物件）。

■ 表示基準違反

◎ 「取引形態 一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不表示（1物件）。

◎ 「取引形態 専任」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不表示（1物件）。

D社：神戸市東灘区所在 免許更新回数（5）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

賃貸住宅4物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので41日間、短いもので19日間継続して広告。

E社：神戸市中央区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

賃貸住宅4物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので52日間、短いもので19日間継続して広告（3物件）。

◎ 既に契約済みで取引できないにもかかわらず、新規に情報公開を行い、26日間継続して広告（1物件）。

※ E社は平成28年6月27日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

F社：大阪市住吉区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

賃貸住宅4物件

■ おとり広告（契約済み等物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので2か月間、短いもので52日間継続して広告（3物件）。
- ◎ 新規に情報公開後、修繕のため入居者の募集を行っていないにもかかわらず、取引できるものとして約2か月継続して広告（1物件）。

G社：滋賀県甲賀市所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので1年間、短いもので2か月間継続して広告。